

～ 子育て世帯訪問支援事業のご案内 ～

妊娠期や子育て家庭の親子の健康を守り、安心して子育てができるよう、家事や育児をサポートする訪問支援員（ヘルパー）を派遣します。

【対象者】

市内に在住方で、妊婦または18歳未満の子どもがいる世帯で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 妊娠中、体調不良や出産前で家事が困難である。
- ② 養育者が病気等で体調不良のため、家事や育児が困難である。
- ③ 親族等から家事や育児の援助を受けられない、または、養育を支援することが必要と認められる世帯

支援の内容

▶ 家事支援

- ・食事の準備及び後片づけ
- ・衣類の洗濯
- ・居室の掃除及び整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・その他必要な家事援助

▶ 育児支援

- ・授乳の準備及び後片付け
- ・沐浴介助
- ・オムツ交換
- ・病院受診の同行
- ・家事や育児等に関する相談をきくこと（訪問支援員からの助言等は含まない）
- ・子育て機関や遊び場の情報提供

利用料金等

区分	利用負担額	利用回数
生活保護世帯	無 料	年間20回まで
上記以外の世帯	250円（1時間あたり）	

※1日の利用は1回2時間までとなっています。決定通知書の送付後、事業所の連絡先をお伝えしますので利用開始前に、事業所さんに連絡を入れていただき、契約をしていただくようになります。



利用の仕方

① 相談・申込

事前に申請が必要です。
利用したい場合は、下記までご連絡ください。
申請書にご記入ください。その後、市から委託先事業所に確認をし、訪問支援員（ヘルパー）派遣の手続きを行います。
審査後、決定通知書を自宅にお送りします。

② 利用

決定通知書の送付後、事業所の連絡先をお伝えしますので、利用者から直接事業所に連絡をしてください。
事業所との契約後に利用開始となります。
利用日時については、事業所と利用者間で決めるようになります。

③ 支払

利用後は訪問支援員さん（ヘルパーさん）に直接料金をお支払いください。



注意事項

- 利用日時の変更やキャンセルは、利用前日の17時までに、事業所に直接ご連絡ください。
※利用前日の17時までに連絡した場合、キャンセルの料金はかかりません。前日17時以降にキャンセルした場合、1,000円を事業所へお支払いいただくようになります。
- 交通費用について、生活必需品の買い物やその他の援助を行う時、移動のための負担金が必要です。
- 事業のご利用の際、家事支援・育児支援は基本、養育者（保護者）が家に居ることが条件となります。

申込・問合せ

四国中央市 こども家庭センター（こども家庭課内） TEL:0896(28)6027
四国中央市三島宮川4-6-55 四国中央市役所 2階南側フロア
受付日時： 平日（月曜日～金曜日）8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始除く